

平成 30 年度 第 3 回 理事会議事録

掛川電気工業協同組合

1. 招集年月日 平成 30 年 5 月 30 日
2. 開催日時及び場所 平成 30 年 6 月 14 日 理事会 15:00～16:00
掛川市久保 2 丁目 2 番 1 4 号 掛川電気会館 大会議室
3. 理事の数及び出席理事の数並びにその出席方法
理事 8 名 出席理事 6 名
4. 出席理事の氏名
(理事長) 松田良克、(副理事長) 鈴木通之、(常務理事) 鶴田昌伸
(理事) 松永充功、中根正太郎、市川良一 <<欠席者: 大石 勇、内山仁志>>
5. 出席監事の氏名
無し
6. その他の出席者氏名
事務長 水野智義
7. 議長の氏名
松田良克
8. 議決事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
★第 10 号議案…可決で決議した ★第 12 号議案…可決で決議した

定刻、定款の規程により理事長が挨拶の後、理事長松田良克が議長席について開会する旨を述べて議事に入った。議長は、先ず、事務長に会議の進行を委任した。これにより、事務長は事前資料レジュメに沿って会議の開始をした。

■議題審議

第 1 号議案: 会員の代表者変更について

【回覧】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
下記のように法人の代表者変更の届出がありました。
理事会承認をお願い致します。

- (有)遠州電気工事(磐田ブロック)
旧…栗本イツコ 新…栗本光康

第 2 号議案: 総会における収支報告について

【別紙 1】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
➤ 5 月 24 日に開催した総会の収支報告を別紙 1 により、ご報告致します。

第 3 号議案: 保険による補償金支払いについて

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。
全日、東海電友会の保険にご入会されている方は、業務中のケガ、入院、通院等は基準にそって補償金が出ますので、再度パンフレットをご確認下さい。

第4号議案: 県工組からの表彰について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

- 先日の5月29日に開催された県工組の総代会において、私達の掛川電気工業協同組合から組合事務優良職員として、佐藤香織さんが表彰されました。

第5号議案: 登記について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

- 総会における決議可決に対して、5月31日(木)に法律の登記事項を完了しました。
小柳津司法事務所にて登記 支払費用は11,683円
登記事項は出資総額 5,586万円

第6号議案: 総会後の届出について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

- 6月1日(金)に掛川市役所、静岡県中小企業団体中央会に総会後の届出をし、受理されました。

第7号議案: 平成29年度の脱退者への返金について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

脱退3社への返金は6月末までに支払う。 支払総額 147万円

第8号議案: 来年度の総会について

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

- 日時 2019年5月24日(金) 14:00～
- 場所 掛川グランドホテル

第9号議案: ホームページ掲載情報(5月後半の発信)…会員専用パスワード kaka でログイン

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承諾した。

会員の皆様に理事の方はご説明を願います。

- 総会の議事録
- 総会時の写真集
- 第2種電気工事士(学科)事前講習会
- 6月、7月のスケジュール
- 契約更新安全教育

第10号議案: 理事、業務支援者への日当について

【別紙2】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は議論の末、以下のように決定した。

- 7月支払い(対象は6月分)から適用する。
- 全て業務委託費として、役員個人及び支援者には源泉所得して支払いする。
事業主でない支援者には、源泉所得なしとして、会社に支払う。
- 会議費と安全パトロールは現金、それ以外は個人名義の銀行口座へ振り込みする。
事業主ではない支援者には会社名義の銀行口座へ振り込みする。
(振込手数料は組合・センター負担)

支払における源泉所得について、大石会計事務所から法律の税務指導がありました。

報酬の源泉所得に関して、組織として厳守したいと考えます。

別紙をご確認いただき、議論して結論をだしたいと考えますので宜しくお願い致します。

第 11 号議案:防具の収納バッグについて

【別紙 3】

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、理事が各ブロック会で説明後事務局が全会員へ、購入希望 F A X を発信する事で出席理事は全員承諾した。

■長靴、手袋、ヘルメットなどの耐電圧防具のバッグの斡旋販売取り扱いを組合で実施します。
耐電圧試験時や移動時に便利です。

- 数量…20 ケース以上で発注できる
- 代理店…寺西商店
- 24,840 円/1 袋
- 納期…4 か月
- ネーミングは別途料金

第 12 号議案:会員のスケールメリットの向上について…(事務長からの提案)

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は全員承認した。

この決議により、推進は理事長及び提案者の事務長が実施する事に決定した。

現状よりも、会員の皆様に組合加入のメリットが向上するように、VA・IV・CVT ケーブルなどの電線を電器堂やトエネック、電材会社より購入する単価を最大限に安くできる仕組みづくりを検討し、会員の皆様に喜んでいただく為に、困難な課題にチャレンジして実現したい。

電気会館の 2F の利用頻度が少ないスペースを有効活用して、ケーブル購入、販売、在庫管理をする。理事のご意見及び推進の承認をお願い致します。

第 13 号議案:重要議案の審議

議長は事務長に説明を求め事務長は以下を詳細説明し、出席理事は議論の結果、以下のように決定した。前号の第 12 号議案のようなケーブル購入・販売など具体的な実施計画要望を各ブロック内で議論して、理事が書類に纏める。

魅力ある提案を理事の責任として、組合の事務長に提出する事で決議した。

今回は理事会の決定により、菊川 BL の鶴田理事からの議案提案です。

センターの報告の終了後に実施します。

■菊川ブロックからの意見書

- ・組合は組合員にとってどんな利便性があるのか
- ・実際に脱退しても経営上、支障がないと言う声が多いのは事実
- ・今後の組合費が上がってくるのではないのか? という疑問
- 引込工料もほとんど入ってこない現状で組合費だけが上がっていくのでは苦しい

【別紙 4】

以上、組合員の中にはやはり組合に加入していなくても経営上ほとんど支障がないと言う声が多いのは事実
そのことに対して組合はどう答えていくのか

上記のとおり議事の顛末を記録し、ホームページに掲載する。
出席理事全員が記名捺印後、原紙は事務長が保管する事とする。

平成 30 年 6 月 14 日

議長理事 松 田 良 克 (印)

理事 鈴 木 通 之 (印)

理事 鶴 田 昌 伸 (印)

理事 松 永 充 功 (印)

~~理事 大 石 勇 (印)~~

理事 中 根 正 太 郎 (印)

理事 市 川 良 一 (印)

~~理事 内 山 仁 志 (印)~~

<次回の開催日>

平成 30 年 7 月 6 日

役員会 16:00～17:00 (場所:中電(株)掛川営業所 5F 会議室)

懇親会 17:30～19:30 (場所:新泉)

<ブロック会 開催日>

掛川ブロック 平成 30 年 7 月 日

菊川ブロック 平成 30 年 7 月 日

南部ブロック 平成 30 年 7 月 日

袋井ブロック 平成 30 年 7 月 日

森・山梨ブロック 平成 30 年 7 月 日

磐田ブロック 平成 30 年 7 月 日

平成 30 年度

【第 3 回 理事会資料】

2018.6.14

掛川電気工業協同組合

掛川電気引込工事センター

平成30年度 総会后懇親会収支報告

資料No. /

平成30年5月24日

収 入

単 位：円

| 摘 要 | | 金 額 | 内 訳 |
|-----|------------------|---------|--|
| 祝 儀 | 掛信駅南支店 | 10,000 | 10,000 * 1 |
| | 中央会 | 0 | 0 * 1 |
| | 中部電力(株) | 42,000 | 6,000 * 7 |
| | (一財)保安協会 | 10,000 | 10,000 * 1 |
| | 県工組 | 10,000 | 10,000 * 1 |
| | (株)県協力会 | 10,000 | 10,000 * 1 |
| | 税理士 | 0 | 0 * 1 |
| 会 費 | 組合員 69 名 | 414,000 | 掛川地区 6,000 * 14 菊川地区 6,000 * 10 南部地区 6,000 * 11 森・山梨 6,000 * 10 袋井地区 6,000 * 6 磐田地区 6,000 * 18 組合員計 69 名 |
| | 事務局 6 名 | 18,000 | 組合・センター負担分(会費の半額を負担。「総会費」より)。 3,000 * 6 |
| | | 18,000 | 本人負担分(会費の半額を負担)。 3,000 * 6 |
| | 会費不足額、組合、センターで負担 | 88,000 | 会費として6000円/1人徴収。実際には7000円/1人=不足額1000円*出席者数88名/折半で負担。 1,000 * 88 |
| 合 計 | | 620,000 | 出席者計 88 名 |

支 出 (掛川グランドホテルへ支払い)

| 摘 要 | 金 額 | 内 訳 |
|--------------|---------|------------|
| 料 理 (ビュッフェ) | 316,800 | 3,600 * 88 |
| (御造り合わせ) | 88,000 | 1,000 * 88 |
| フリードリンク (7種) | 211,200 | 2,400 * 88 |
| 振込手数料 | 0 | |
| 合 計 | 616,000 | |

| | | |
|--------|-------|-----------|
| 差引過不足額 | 4,000 | 総会后懇親会会計へ |
|--------|-------|-----------|

総会費用収支報告書

～掛川電気工業協同組合～

| 摘 要 | 予算 | 実績 | 差額 | 備 考 |
|------------------|---------|---------|----------|--|
| 総会資料印刷代 | 56,210 | 58,320 | ▲ 2,110 | |
| 掛川グランドホテルへ | 50,680 | 73,440 | ▲ 18,540 | |
| ┌ 室料 (折半) | 9,000 | 27,000 | ▲ 18,000 | |
| └ 看板代 (折半) | 10,800 | 16,200 | ▲ 5,400 | |
| └ 式次第 (折半) | 5,400 | 5,400 | 0 | |
| └ テープ録音代 | 0 | 0 | 0 | |
| └ 食事 (昼食) 代 (折半) | 15,120 | 12,960 | 2,160 | |
| └ 胸章代 (2個) | 3,780 | 1,080 | 2,700 | 組合、センターそれぞれの来賓へ付けた数分を負担。 |
| └ お茶代 (折半) | 6,580 | 10,800 | ▲ 4,220 | 全出席者分として100本用意。 |
| 来賓用手土産 | 7,000 | 0 | 7,000 | 手土産無し。 |
| 懇親会飲食代費用負担 | 40,000 | 44,000 | ▲ 4,000 | 会費として6000円/1人徴収。実際には7000円/1人=不足額1000円*出席者数88名/折半で負担。 |
| 懇親会会費半額負担 | 9,000 | 9,000 | 0 | |
| その他 | 110 | 0 | 110 | |
| 合 計 | 163,000 | 184,760 | ▲ 17,540 | |

総会費用収支報告書

～合同会社 掛川電気引込工事センター～

| 摘 要 | 予算 | 実績 | 差額 | 備 考 |
|----------------|---------|---------|----------|--|
| 総会資料印刷代 | 35,640 | 35,964 | ▲ 324 | |
| 掛川グランドホテルへ | 46,900 | 73,980 | ▲ 27,080 | |
| 室料 (折半) | 9,000 | 27,000 | ▲ 18,000 | |
| 看板代 (折半) | 10,800 | 16,200 | ▲ 5,400 | |
| 式次第 (折半) | 5,400 | 5,400 | 0 | |
| 食事 (昼食) 代 (折半) | 15,120 | 12,960 | 2,160 | |
| 胸章代 (3個) | 0 | 1,620 | ▲ 1,620 | 組合、センターそれぞれの来賓へ付けた数分を負担。 |
| お茶代 (折半) | 6,580 | 10,800 | ▲ 4,220 | 全出席者分として100本用意。 |
| 懇親会飲食代費用負担 | 40,000 | 44,000 | ▲ 4,000 | 会費として6000円/1人徴収。実際には7000円/1人=不足額1000円*出席者数88名/折半で負担。 |
| 懇親会会費半額負担 | 9,000 | 9,000 | 0 | |
| その他 | ▲ 1,540 | 0 | ▲ 1,540 | |
| 合 計 | 130,000 | 162,944 | ▲ 32,944 | |

日当の取扱い

平成30年5月31日

30年3月期（現状は給与として乙欄源泉徴収）

| 支出使途 | | 勘定科目名 | 消費税 | 役員 | | 役員以外(従業員含) | |
|---------|----|-------|-----|------|------|------------|------|
| | | | | 会社振込 | 個人 | 会社振込 | 個人支払 |
| 会議 | 旅費 | 会議費 | 課税 | | 源泉税無 | | 源泉税無 |
| | 日当 | | 非課税 | | 源泉税有 | | 源泉税有 |
| 研修会・講習会 | 旅費 | 安全訓練費 | 課税 | | 源泉税無 | | 源泉税無 |
| | 日当 | | 非課税 | | 源泉税有 | | 源泉税有 |

「業務委託費」と考えた場合

| 支出使途 | | 勘定科目名 | 消費税 | 役員 | | 役員以外(従業員含) | |
|---------|----|-------|----------|------|------|------------|------|
| | | | | 会社振込 | 個人 | 会社振込 | 個人支払 |
| 会議 | 旅費 | 会議費 | 課税 | 源泉税無 | 源泉税無 | 源泉税無 | 源泉税無 |
| | 日当 | | 課税(法人支払) | 源泉税無 | 源泉税有 | 源泉税無 | 源泉税有 |
| 研修会・講習会 | 旅費 | 安全訓練費 | 課税 | 源泉税無 | 源泉税無 | 源泉税無 | 源泉税無 |
| | 日当 | | 課税(法人支払) | 源泉税無 | 源泉税有 | 源泉税無 | 源泉税有 |

「業務委託費」として考えた場合のメリット

- 消費税
全額課税仕入れとして処理できる
現状:「給与」として捉えているため「日当」に関して実費交通費のみ「課税仕入れ」
- 法人の場合には源泉所得税を控除せずに全額振込となる
役員さんについては、会社入金されているため会社から旅費日当の請求ができる(可能であれば)
- 事務の効率化が図れる

「業務委託費」として考えた場合のデメリット

法人役員さんの個人のお小遣いにならない

実態として「給与」として取り扱った場合の問題点

役員さん支払いの場合の問題点:

法人税法上、非常勤役員に対して支給した出張旅費、日当については支給した金額のうち通常必要と認められる部分については、所得税が非課税とされている。

また、旅費規程があり、社会通念上妥当な基準であることが必要とされています。

この点を考慮しますと、別紙「2017年度国内・海外出張旅費に関する調査」より

旅費規程の日当、8000円～20,000円は非課税とは認められないと考えます。

このことを踏まえ、前回の指導では源泉所得税を控除して支払うこととなったと考えます。

ところで、無報酬の役員に対して日当規定に基づいて支払うものに関しては「会議費」として

損金処理が可能との意見があります。

しかしながら、「事前確定届出給与」により役員報酬を受け取っている観点からすると日当は損金となりません。

妥協点として源泉所得税を控除することとなったと考えられます。

No.6459 出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当などの取扱い

[平成 29 年 4 月 1 日現在法令等]

国内の出張又は転勤のために、役員又は使用人に対して支給した出張旅費、宿泊費、日当については、支給した金額のうちその旅行について通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れになります。

ただし、海外へのお出張又は転勤のために支給した出張旅費、宿泊費、日当は原則として課税仕入れになりません。

また、事業者が使用人等に支給する通勤手当(通勤定期等の現物による支給を含む。)のうち通勤のために通常必要とする範囲内のものは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れになります。

(消基通 11-2-1、11-2-2)

非常勤役員等の出勤のための費用

給与所得を有する者で常には出勤を要しない次に掲げるような者に対し、その勤務する場所に出勤するために行う旅行に必要な運賃、宿泊料等の支出に充てるものとして支給される金品で、社会通念上合理的な理由があると認められる場合に支給されるものについては、その支給される金品のうちその出勤のために直接必要であると認められる部分に限り、法第9条第1項第4号に掲げる金品に準じて課税しなくて差し支えない(所得税法基本通達9-5)。

- 国、地方公共団体の議員、委員、顧問又は参与
- 会社その他の団体の役員、顧問、相談役又は参与

<https://hirano-htc.jp/blog-848/>

旅費日当の給与所得非課税枠

投稿日 : 2017年12月7日 最終更新日時 : 2018年2月13日 カテゴリー : [2、費用](#), [7、所得税](#), [税理士ブログ](#)

旅行のために支給される金品

給与所得を有する役員又は従業員が、勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をした場合に、法人がその役員又は従業員に対し、旅行に必要な支出に充てるために金品を支給することがあります。

法人の業務のために支給される金品ですので、当然に法人の経費となりますが、その支給を受けた側の役員又は従業員において所得税の課税を受けないことがあります。

非課税とされる旅費の範囲

法人の職務の遂行のための旅行について支給された金品は、通常必要であると認められる部分については、所得税が非課税とされ、支給を受ける役員又は従業員について給与所得課税されることはありません(所得税法9条①四)。

この非課税とされる金品は、旅行をした者に対して法人からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料「等」の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいいます(所得税法基本通達 9-3)。

具体的には、電車乗車券、航空券、タクシー代、ホテルの宿泊費が挙げられますが、旅費日当(役員等が旅行のために必要となる諸費用の負担を補填するために支給される金品)も含まれます。

当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとされています。

- その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

⇒法人が旅費規程を整備し、適切に運営していることが必要となります。

- その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

⇒法人の整備した規定が、社会通念上妥当な基準であることが必要となります。

役員の旅費日当の取り扱い

投稿日 : 2017 年 11 月 14 日 最終更新日時 : 2018 年 2 月 13 日 カテゴリー : [2、費用](#), [7、所得税](#), [8、消費税](#), [税理士ブログ](#)

旅費日当の基本的な取り扱い

旅費規程に定められた社会通念上妥当な旅費日当の処理は、下記のとおり取り扱われます。

| | |
|------------------------------------|---------------------------|
| 法人税法上取扱い | 旅費交通費として損金算入 |
| 所得税法上取扱い 所得税法基本通達 9-4、9-5 | 経済的利益に該当せず、非課税 |
| 消費税法上取扱い 消費税法基本通達 11-2-1、11-2-2 | 国内旅行は、課税仕入 海外旅行は、不課税仕入 |

旅費日当の否認裁決事例その 1 (平 27.7.27 裁決)

事実概要

代表者が青年会議所の会議に出席するための交通費、宿泊費、日当等の旅費を代表者の給与に該当するとして給与所得課税された事例です。

納税者の主張

納税者は、青年会議所の活動の実態は、経営者の教育、売上の受注活動及び新規事業開拓などの性質を有することとなるから、請求人の事業の遂行上必要な費用であり、代表者が負担すべきものではないことから、会社が負担すべき費用である旨主張した。

審判所裁決

青年会議所の会議等は、特定の個人又は法人の利益を目的として行われるものではなく、青年会議所の定款に掲げられた公益的な目的及び事業の内容に則した活動が行われ、代表者は、そのプログラムに沿ったボランティア活動を行っているところ、代表者が取引先の確保や代表者の経営者としての能力の向上、新規事業の開拓に寄与することになったとしても、それは青年会議所の活動に付随する副次的な効果にすぎないといわざるを得ない。

よって、本件旅費は、社会通念に照らし客観的にみて、事業遂行上必要な費用ではなく、代表者個人が負担すべきものであるから、代表者に対する給与として課税されるとされました。

日当の否認裁決事例その 1 (平 27.4.27 熊裁 (法) 平 26-7)

事実概要

非常勤役員である理事及び監事の日当について、役会等の開催日ごと又は数日分まとめて支給されたなど各月支給回数がまちまちであり、その支給額も零円から 24,000 円(理事会等出席につき 6,000 円、監査業務等につき 7,500 円など)であったものについて、損金不算入となった裁決事例です。

納税者の主張

請求人の非常勤役員(本件非常勤役員)が会議等に出席した場合に支払われた日当について、①所得税基本通達 9-5(非常勤役員等の出勤のための費用)に照らし、日当のうち交通費等の実費相当額を超える部分の金額は、本件非常勤役員に対する役員給与に該当する旨、②当該実費相当額を超える部分は毎月おおむね一定であるから、法人税法施行令第 69 条①2(定期同額給与の範囲等)に規定する経済的利益に該当し、法人税法第 34 条(役員給与の損金不算入)①1に規定する定期同額給与に該当する旨主張した。

審判所裁決

これに対して、国税不服審判所は、日当は、非常勤役員が出勤するために必要な費用とは認めず、役員会議等への出席という役員本来の業務に対する報酬と認められることから、その全額が

非常勤役員に対する役員給与に該当するとされました。

ここで、法人税法 34 条①1 に定める定期同額給与とは、その支給時期が毎日、毎週、毎月のように 1 か月以下の一定の期間ごとに規則的に反復又は継続して支給される給与(定期給与)で、その各支給時期における支給額が同額である給与(同額給与)であるから、規則的に反復又は継続して支給されず、同額を支給していない本件事例は定期同額給与に該当せず、損金不算入とされました。

<https://hirano-htc.jp/blog-831/>

2017年度 国内・海外出張旅費に関する調査

人事

国内・海外出張旅費に関する調査

労務事情

2017.10.27 更新掲載している雑誌:

人事労務分野の情報機関である産労総合研究所(代表・平盛之)は、このたび「2017年度 国内・海外出張旅費に関する調査」を実施しました。

調査結果のポイント

1. 国内出張旅費

- 日帰り出張の日当を支給する企業は 86.8%。平均支給額(距離・時間・地域区分がない場合)は、部長クラス 2,491 円, 一般社員 1,954 円
- 宿泊出張の日当を支給する企業は 91.4%。平均支給額(全地域一律の場合)は、部長クラス 2,809 円, 一般社員 2,222 円
- 宿泊出張の宿泊料の平均支給額(全地域一律の場合)は、部長クラス 9,870 円, 一般社員 8,723 円
- 新幹線グリーン車の利用を許可している企業は、部長クラスで 19.5%(条件付きの許可を含む)
- 有期契約社員の出張がある企業は 60.3%, そのうち日当等が正社員と同じ企業が 81.9%

2. 海外出張旅費

- 日当の平均支給額(円建て企業)は、北米で部長クラス 6,189 円, 一般社員 5,080 円, 中国地域で部長クラス 5,604 円, 一般社員 4,603 円

- 宿泊料の平均支給額(円建て企業)は、北米で部長クラス 15,950 円,一般社員 14,170 円, 中国地域で部長クラス 13,780 円,一般社員 12,259 円
- 海外旅行傷害保険に加入している企業は 79.9%。治療費の平均保険金額をみると、傷害保険は部長クラス 923 万円～一般社員 875 万円, 疾病保険は部長クラス 680 万円～一般社員 671 万円
- 航空機の利用クラスは,部長クラスで「ビジネスクラス」5.7%,「エコノミークラス」61.5%

調査要領

【調査名】 「2017 年度 国内・海外出張旅費に関する調査」

【調査対象】 当社会員企業および上場企業から任意に抽出した約 3,000 社

【調査時期】 2017 年 6 月

【調査方法】 郵送によるアンケート調査方式

【集計対象】 締切日までに回答のあった 174 社について集計

集計対象企業の内訳

| 産業・規模 | 合計 | 製造業 | 非製造業 |
|-----------|----------------|--------------|---------------|
| 調査計 | 100.0 (174) | 37.4 (65) | 62.6 (109) |
| 1,000 人以上 | 100.0 (50) | 56.0 (28) | 44.0 (22) |
| 300～999 人 | 100.0 (52) | 44.2 (23) | 55.8 (29) |
| 299 人以下 | 100.0 (72) | 19.4 (14) | 80.6 (58) |

(単位：%, () 内は社数)

資料No, 3



掛川電気工業協同組合 組合員のメリット

- ① 電気工事事業者の集まりであるので、業界の情報技能等共有できる。
- ② 労災保険、一人親方労災保険、第三者労災保険、物損事故等の保険が多種多様で、掛け金の選択、補償額の金額も選ぶことができる。
- ③ 作業に必要な技能検定の資格が取得できる。(有料)
過去例 高所作業車運転技能講習 足場の組立等特別教育
低圧電気取扱業務特別教育 職長安全衛生責任者教育
- ④ 第一種、第二種電気工事士取得に必要な学科、技能試験の講習、サポートを受ける事ができる。(有料)
- ⑤ 法令に定められている防具保護具（ヘルメット等）の耐圧試験（6ヶ月に1回）を受ける事ができる。(無料)
- ⑥ 測定機器の校正試験を受ける事ができる。(無料)
- ⑦ 各地区での定例会において旅行、親睦会などコミュニケーションがとれる。
- ⑧ 各地区での定例会において、中部電力、電気保安協会から様々な情報が得られる。

以上、内山電気



組合へ加入するメリット

2017.7.31

掛川電気工業協同組合

- 国、県からの業界情報の取得ができる
- 中部電力(株)の引込工事の仕事ができ、収益が出せる
- 労働保険手続きが無料である
- (一社)東海電友共済会に加入できて、各種の安全、安心な保険に格安で加入できる
- 全日本電気工事業工業組合連合会の各種保険に格安で加入できる
- 電気工事士受験講習会が格安で受講できる
- 法的な安全研修に参加できる
- 組合員の仲間とのコミュニケーションにより情報共有、親睦が図れる